



## 今月の特集

2013年4月号 (No.14)

### 1、「脱退一時金」制度

### 2、継続雇用制度での社保一括取得

#### 「脱退一時金」の仕組み・手続き

#### 1、「脱退一時金」の制度

##### ☆脱退一時金とは？

短期で在留する外国人が納めた国民年金保険料を掛け捨てる問題を解決するための制度です。

##### (1) 支給要件

①日本国籍を有しないこと

②第1号被保険者の保険料納付済期間の月数

+

- 保険料1/4の免除期間の月数の3/4に相当する月数
- 保険料半額免除期間の月数の1/2に相当する月数
- 保険料3/4の免除期間の月数の1/4に相当する月数

= 6ヵ月以上であること

又は、厚生年金保険の被保険者期間の月数が、6ヵ月以上であること。

③日本に住所を有しないこと

④年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがないこと。

##### (2) 申請時期・場所及び提出方法

提出時期	日本国内の住所がなくなってから、 2年以内
提出先	日本年金機構本部
提出方法	電子申請、郵送

※旅行など、就労以外の目的で来日した場合は、窓口受付が可能です。

##### (3) 提出書類・添付書類

①届書等名称

「脱退一時金請求書」

②添付書類

- パスポートの写し
- 「銀行名」、「支店名」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類。
- 年金手帳

※ パスポートの写しについて、最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ。

※ 銀行が発行した証明書又は「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受ける必要がある。

##### (4) 脱退一時金の額

脱退一時金額＝平均標準報酬額×支給率{(保険料率×1/2)×被保険者期間月数に応じた数}

被保険者期間月数に応じた数については次のとおりです。

被保険者期間	支給率計算に用いる数
6月以上 12月未満	6
12月以上 18月未満	12
18月以上 24月未満	18
24月以上 30月未満	24
30月以上 36月未満	30
36月以上	36

#### 継続雇用制度での社保資格一括取得

平成25年4月1日以降、60歳以降に退職後継続して再雇用された場合、使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いをしても差し支えがありません。

##### ☆改正前は？

対象者が特別支給の老齢厚生年金の受給権者かつ再雇用される者。

##### ☆改正後は？

対象者が60歳以上の者かつ再雇用される者。

#### 1、背景

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、事業所は定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならないです。多くの事業所では継続雇用制度の導入に対応しており、健康保険・厚生年金保険被保険者資格について、上述のような取扱いを行います。

#### 2、対象者・要件・添付書類

##### (1) 対象者

同一の事業所においては雇用契約上一旦退職した者です。

##### (2) 要件

一日の空白もなく引き続き再雇用されたこと。

※事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものです。

##### (3) 添付書類

被保険者資格取得届にその者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明書等）を添付させます。

## SATOコラム

もうすっかり春ですね・・・

春と言えば、「さくら」を思い浮かべる方々も多いと思います。東京オフィスがごぞいます南大塚の「さくら」も満開です。

わたし達の業種ですと、4月と言えば、「さくら」ではなく、新入社員の皆様の社会保険手続きが思い出されます。

新入社員の皆様のお手続きをさせていただきますと、自分の新社会人の頃を思い出す事がございます。

数年前、わたし達も、新社会人として、皆様の仲間入りをさせていただきました。

新社会人になった時の初心を忘れず、これからも、皆様に高品質のサービスを提供できますよう、努力させていただきます。

今後とも、SATO 社会保険労務士法人を宜しくお願いいたします。